

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果

令和 4 年 11 月 28 日（月）から令和 4 年 12 月 27 日（火）までの間、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令（以下、「基準省令」という）案」に関して御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見を整理し、それらに対する考え方を以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

1. 実施期間

令和 4 年 11 月 28 日（月）～令和 4 年 12 月 27 日（火）

2. 意見提出者数

e-Gov（電子）	郵送	合計（意見提出者数）	（参考）延べ意見数
2	0	2	2

※ 氏名、連絡先が未記載のもの、個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容のものなど、意見募集要領の要件を満たさない意見は無効とした。

3. 事項別の意見集計結果

提出された意見については、対象事項別に意見概要とその理由を整理し、意見に対する回答を別紙のとおり取りまとめた。省令案の事項別の意見の集計結果は以下のとおりである。

基準省令	意見の種類数
第 2 条第 1 項第 1 号ロ	0
第 3 条第 1 項第 1 号ロ	2

4. 提出された意見の概要

通気性等を確保するために改正前の「側面及び天井」のままとして欲しい。

5. 寄せられた意見の概要、意見の理由及び意見に対する回答

資料 2 - 2 参照。